

2017年 月 日

大阪府議会議長 御中

【請願人】

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二

国民健康保険都道府県単位化の下での 保険料や減免制度のありかたに関する請願

国民健康保険(国保)は戦後、「国民皆保険」計画の中で、農民、漁民、低所得労働者、無職者、高齢者、病人など社会的弱者を加入者とするために地域保険であった国民健康保険を医療のセーフティネットとして再編しました。そのため国保法第1条には社会保障制度であることが明記されており、現在もなお、第一条は変わっていません。

2018年4月から国保の保険者は都道府県と市町村となりますが、保険料の決定などは今までと同様に市町村に権限があります。また各市町村が持つ条例減免制度は、個別の事情や歴史を反映した多種多様な内容となっており、原資は一般会計法定外繰入で行っています。

しかしながら、いま、国保料は、他の税・社会保険料よりもはるかに高額となっており、加入者の暮らしや命を脅かすものとなっています。

そうした点をふまえ、来年度2018年度からの都道府県単位化においても、以下の点について強く請願いたします。

【請願項目】

- 保険料の値上げは絶対に行わないこと。
- 大阪府国民健康保険運営方針策定に当たって「技術的助言」であることに鑑み、市町村がこれまで行ってきたように、保険料負担が増えないよう保険料の賦課割合決定や一般会計法定外繰り入れを行えるよう運営方針に明記すること。
- 条例減免制度についてはこれまで通りの運用とすること。
- 大阪府は2号調整交付金をペナルティー的に市町村に配分しないこと。
- 市町村の意見をよく聴き、時間切れ見切り発車のような形で統一化を押し切らないこと。意見がまとまらない場合は、保険料賦課・減免制度などはこれまで通りの運用とすること。

名前	住所